

※大阪市会だより

1月 学童保育条例案を否決

臨時会「少子化・子育て支援対策の充実に関する決議案」を可決

大阪市会は、条例制定の直接請求による「大阪市学童保育条例の制定につ いて」を審議するため、1月臨時会を1月22日から26日まで開きました。

この案件は、地方自治法の規定に基づ く市民からの直接請求による大阪市学童 保育条例案に市長の意見書が付されたも のです。

条例案の主な内容

これまで自ら場所と指導員を確保してき た共同学童保育に対し、これを条例化し 留守家庭児童への固有の施策を実施す るのは大阪市の責任であるという趣旨で、 対象児童、学童保育室の設置・運営、指 **連昌の配置、事業の運営に必要な費用の** 支弁などについて11条にわたり定めている。

市長の意見書の主な内容

本市では、留守家庭児童を含むすべて の学齢児童を対象に、「児童いきいき放 課後事業 をほぼすべての小学校で既に 実施しており、留守家庭児童にとっては遊 び及び生活の場となっている。

また、「子どもの家事業」及び「留守家 庭児童対策事業」において、児童福祉法 の規定する放課後児童健全育成事業等 を実施するものに対して所要経費の助成 を行っており、小学校に就学している概ね 10歳未満の留守家庭児童の健全育成事 業の推進を図っている。

よって、条例案の目的は達成されており、 条例制定の必要はないと考える。

市会での審議

これを受けて、大阪市会では、1月22日 の本会議において、本案件の審査を民生 保健委員会に付託しました。

編集と発行...大阪市会事務局調査課 大阪市北区中之島1-3-20 ☎6208-8694 大阪市会ホームページアドレス...http://www.city.osaka.jp/shikai/

民生保健委員会では、3日間にわたり、 慎重かつ熱心に審査を行いました。主な 質疑項目は別掲のとおりですが、審査の 結果、委員会としては多数により否決す べきものと決しました。

これを受けて開かれた1月26日の本会 議では、民生保健委員長から委員会の審 査の結果と経過について報告があり、そ の後、条例案に対し替成・反対の双方の 立場から討論が行われました。そして、採 決の結果、多数によりこの条例案を否決 しました。

また、21世紀を担うすべての児童の健 全育成及び子育てと仕事の両立支援対 策として、「児童いきいき放課後事業」及 び保育サービスの一層の充実など、少子化・ 子育で支援をより総合的かつ強力に推 進するよう求める「少子化・子育て支援対 策の充実に関する決議案」を可決し、臨 時会を閉会しました。

民生保健委員会での 主な質疑項目

- ・本市の留守家庭児童対策事業、児童い きいき放課後事業、子どもの家事業の3 事業と国の放課後児童健全育成事業と の関係
- ・現行3事業への国庫補助などの現状
- ・本条例案と児童福祉法、社会福祉法と の関係
- ・児童いきいき放課後事業における活動 内容の充実
- ・少子化・子育で支援対策と今後の3事 業のあり方
- ・助成金の適正・有効な執行と実態把握
- ・学童保育への緊急避難的な余裕教室 の提供
- ・学童保育に対する助成金の大幅増額
- ・14万人を超す署名に対する市長の認識

主に平成13年度の予算案などを審議する市会定例会が、3月2日から28日までの 予定で開かれます。なお、本会議の模様は直接傍聴できます。また、常任委員会の模 様は市役所内に設置のモニターテレビでご覧いただけます。